

ビル機械保険

ビル機械保険は、ビル付帯設備包括契約特約条項をセットした機械保険です。



ビル機械保険の補償内容

(機械保険＋ビル付帯設備包括契約特約条項)

ビル機械保険とは

ビルに付帯された機械、機械設備または装置(以下、機械設備といいます。)のうち建物の機能を維持するための機械設備一式を包括して補償する保険です。この保険は次のビルに付帯されている機械設備一式が保険の対象(保険の目的)となります。(ただし、包括物件に含まれない機械設備もあります。詳しくは、P③をご覧ください。)

対象となるビルは次の(1)、(2)の両方を満たすビルです。

(1) 1つの建物の延床面積が198㎡以上

(2) 一般事務所、デパート・商店、ホテル・旅館、マンション、学校、病院、劇場、遊技場、料理・飲食店、これらに類似の用途のビルなど

保険金のお支払いの対象となる主な事故

保険の対象が保険契約申込書記載の事業場において稼働可能な状態(検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。)にあるとき、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。

- 従業員の取扱いの誤操作による事故
- 製作または組立の欠陥による事故
- 設計、鍛造、材質の欠陥による事故
- ショート、スパーク、過電流などの電氣的現象による事故
- 折損、亀裂、分解飛散などの機械的事故
- 落雷、冷害、氷害による事故
- 異物の混入による機械的事故
- 他物の衝突・落下 など

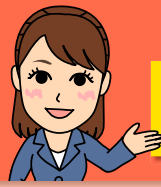
補償される危険の範囲について

機械保険で補償される危険に加えて、以下の損害および費用が補償されます。

(1) 火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害

(火災による損害は除きます。)

(2) 損害を受けた保険の対象の修理のために、保険の対象以外のものの取りこわしを必要とする場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用(原状復旧費用)

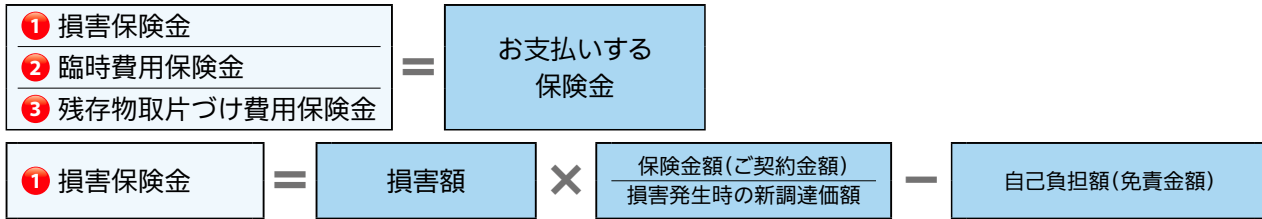


ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

お支払いする保険金



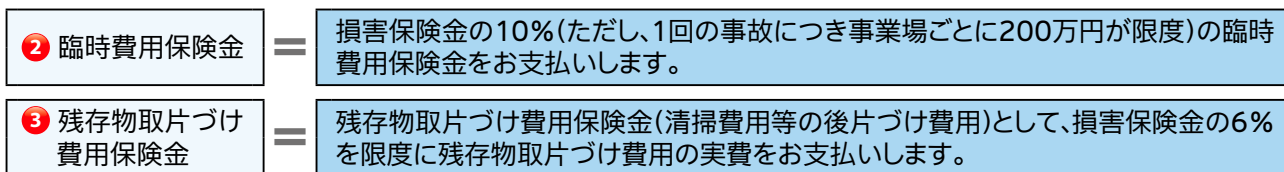
※損害保険金は保険金額または損害発生時の新調達価額のいずれか低い額がお支払いの限度となります。

- 損害額は損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する費用によって定め、保険の対象の新調達価額^(注)が限度となります。
- 修理のために保険の対象以外の壁などを取りこわした場合に、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用も1回の事故につき300万円を限度にお支払いします。
- 修理のために部品の交換がおこなわれた場合でも新しい部品を取付けたことによる価値の増加分は損害額から控除しません。
- 1事故ごとに自己負担額として10,000円をご負担いただきます。

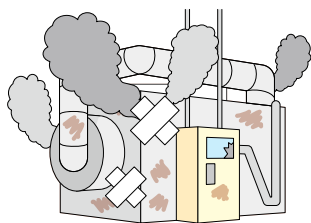
(自己負担額を増額した場合は、保険料が割引になります。)

(注) 新調達価額とは、保険の対象となる機械設備と同種同能力の機械設備を新規に取得するのに要する価額をいいます。

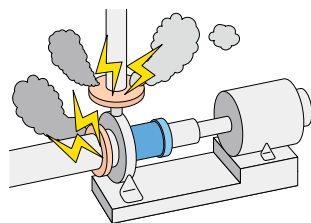
(新品を購入する場合の市場価格となります。中古品の価格や特定の取引業者等間で定められた個別価格を新調達価額とすることはできません。) 機械設備の購入費に加え、事業場までの輸送費用や稼働可能な状況にするための組立費・据付費、試運転費、消費税などの費用も含まれます。



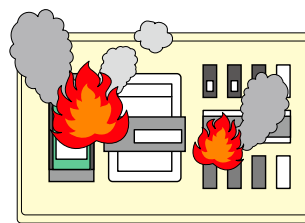
対象となる事故例



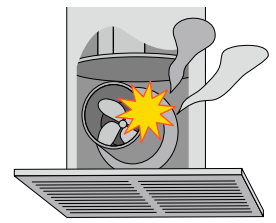
冷凍機の破損



給水ポンプケーシングの焼付



遮断器の焦損



換気扇のケーシング、羽根車の破損

業種	機種	損害額	事故状況
ホテル	冷凍機	355万円	軸受の摩耗に気付かず運転を続行したためシャフトを焼付擦傷
病院	クーラ	25万円	保守不完全によるカーボンの付着で電動機コイルが絶縁体破壊
貸ビル	水中ポンプ	75万円	砂利を吸い込み電動機が過負荷となってショート
事務所	冷温水ポンプ	60万円	ポンプ作動の不慣れによる振動に起因してポンプ本体が亀裂
ターミナルビル	開閉装置	186万円	遮断器にアークが発生しショート、絶縁体破壊
事務所	変圧器	15万円	絶縁オイルの劣化が起因してコイルが焼損
百貨店	エレベータ	320万円	分解点検後の組立不完全により電動機のコイルが焼損
事務所	エレベータ	47万円	操作ボタンのいたずらで制御機器が損傷
百貨店	電話交換機	400万円	漏水が交換機に浸入したまま使用して絶縁体破壊
事務所	消火設備配管	270万円	配管を固定しているハンガの取付不良により配管が落下

(損保ジャパン保険金支払データより)

ご契約条件等

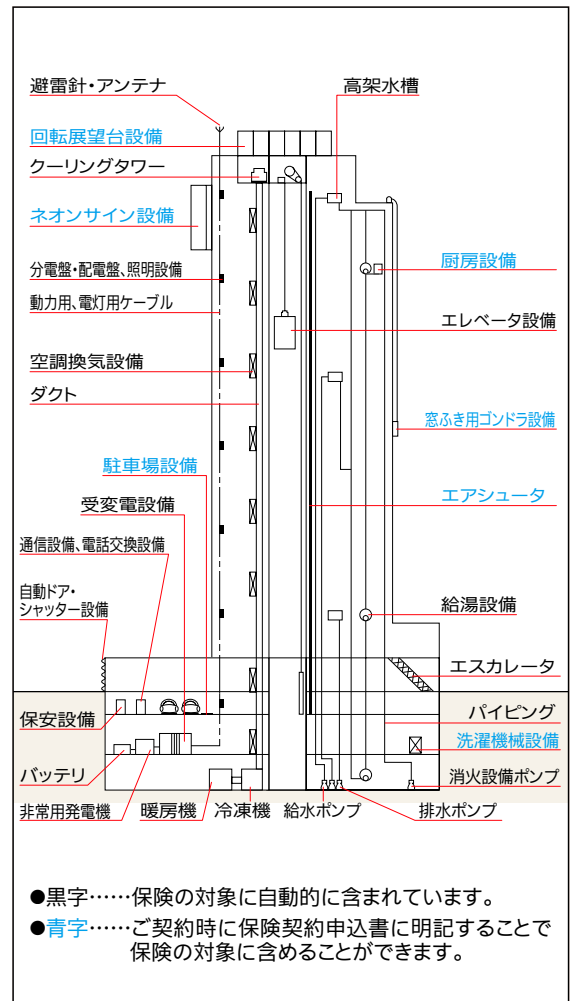
保険の対象

包括契約に含まれる機械設備

(1)自動的に保険の対象となるもの

ビル内における下記の機械設備を「包括物件」としてすべて保険の対象とします。

設備名称	機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生 消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム（太陽熱温水器）、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備・塵芥焼却設備等
上記各施設に付属する配線・配管・ダクト設備	



(2)明記して保険の対象に含めることができるもの

下記の機械設備はご契約時に保険契約申込書に明記し、保険金額を加算することで保険の対象とすることができます。

設備名称	機械設備または装置
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とき機、ミキサー、冷蔵庫（冷凍機を含みます。）、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備
駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器

包括契約に含まれない機械設備

(1)保険の対象に含まれない主なもの

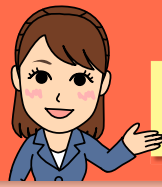
- ベルト、ワイヤロープ^(注)、チェーン、ガラスおよび管球類、工具類、金型類、潤滑油、フィルタエレメント
 - コンクリート製・陶磁器製^(碍子、碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
 - 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ など
- (注)エレベータのワイヤロープは保険の対象に含まれます。

(2)別途1基ごと保険の対象に追加していただくか、ボイラ・ターボセット保険でご加入いただくもの

A. ボイラ^(注)

B. 蒸気タービン装置等の常用自家発電設備

(注)労働安全衛生法に基づく規則で定められたボイラ・圧力容器については性能検査を受けなければなりません。損保ジャパンは損害保険会社で唯一ボイラ・圧力容器の登録性能検査機関として厚生労働省から登録を受けております。損保ジャパンのボイラ保険にご加入いただければ、ご希望により損保ジャパンにて検査を実施します。この場合、ボイラ保険のご契約と同時に検査料をご負担いただきます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ステップ1
補償内容

ステップ2
ご契約条件等

ステップ3
ご注意点

保険金のお支払いの対象とならない主な損害

次に掲げる事由によって生じた損害は保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）などの故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 事業場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変や暴動^(注)による損害
(注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 暴風、雪崩、土砂崩れ、台風・暴風雨・豪雨等による落石、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水などによる損害
- 火災による損害
- 紛失、盗取、詐欺または横領による損害
- 保険の対象の性質による変色、変質、腐敗、腐食、さび、かび、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 保険の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- テロ行為^(注)による損害(1つの事業場内において保険金額10億円以上の場合にかぎりませう。)
(注) テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害 など

上記以外にもセットされる特約条項等により、保険金をお支払いできない場合があります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険期間(ご契約期間)

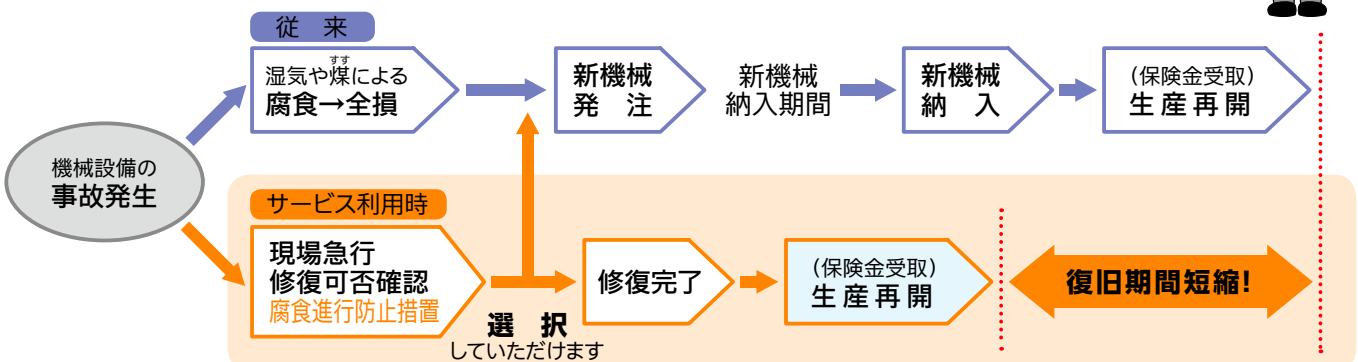
この保険の保険期間は1年間となります。

被災設備修復サービスがご利用いただけます!

被災した企業にとって、早期に事業を再開することは大きな課題となります。
損保ジャパンの機械保険にはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。



<被災設備修復サービスの内容>



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

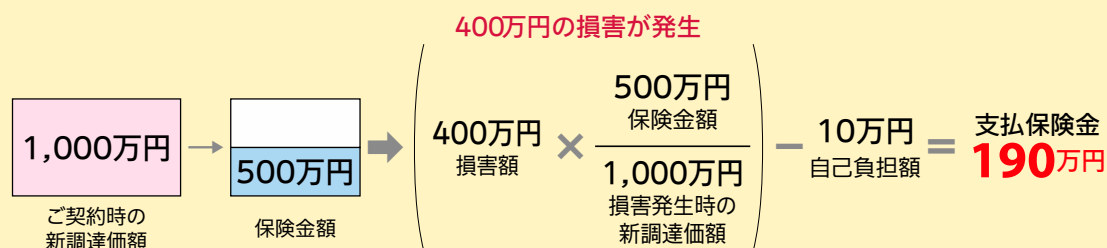
ご契約条件等 / ご注意点

保険金額(ご契約金額)

- 保険金額は、新調達価額^(注)に合わせて設定していただきますようご注意ください。
- ご契約時の新調達価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象となりません。なお、ご契約時の新調達価額を超える部分についてはご契約を取り消すことができます場合があります。
- 保険金額が新調達価額に満たない場合は、保険金の額は保険金額を限度に下記の算式によって計算した額となりますので、事故の際に自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。
- 損害額は損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する費用によって定め、保険の対象の新調達価額が限度となります。

(注)新調達価額とは、保険の対象と同種同能力の機械設備を新規に取得するために要する価額をいい、保険契約申込書に記載された事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。

ご契約時の新調達価額1,000万円、保険金額500万円、自己負担額10万円で契約した場合



保険料

保険料は、以下の算式によって算出されます。

$$\text{保険金額} \times \text{保険料率}^{\text{(注)}} = \text{保険料}$$

(注)保険料率とは、保険料を算出するための保険金額に対する割合をいいます。保険料率は、ビルの種類別、延床面積別に定められています。

- エレベータ、エスカレータに保守契約(フルメンテナンス契約)を締結されている場合には10%の割引ができます。
- 3棟以上のビルを1保険証券でご契約いただく場合には5~10%の割引ができます。
- ご負担いただく保険料の軽減策として、保険金のお支払い額を一定の比率(50~90%)に縮小することをあらかじめ約定して保険料を50~10%の範囲内で割引く方法があります。
- 上記のほかにも保険料の割引が可能となる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料例

保険期間1年間、一括払、自己負担額10,000円の場合

対象ビル	事務所専用ビル地下2F、地上6F、延床面積 3,000m ²
保険金額	2億9,100万円
保険料	407,400円

※保険料を分割払する方法もあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。

以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日(開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 保険料のお支払方法

保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数回に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかつたり、ご契約が解除されたりすることがあります。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)に変更が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より上回らなかったときを除きます。

(2) 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

(3) 保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりしますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(4) 被保険者が法人のお客さま^(注)の場合は、通知事項および通知の期限が異なりますので、ご注意ください。通知事項に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

(注) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、法人に含みません。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

前頁②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っております。確認内容は、上記項目以外には使いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平 日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★ご加入いただく保険契約には、機械保険普通保険約款およびビル付帯設備包括契約特約条項が適用されます。セットされる特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>